

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生



vol.23

第23回 産業廃棄物排出事業者の責務。処理状況の確認その3「現地確認」2

中級編



LISA

皆さん、こんにちは。今回は「現地確認」のやり方と言うことで、本格的に「処理基準」「構造基準」に則りチェックする、また、その勉強の仕方などを取り上げました。でも、初心者のリサにとっては、一朝一夕にはいかないもので、「さしあたって」今年間に合うチェック方法について今日は教えてもらう予定です。では、先生、お願いします。

はい、「さしあたって」ということで、初心者でもチェックできて、そして、最大のチェック項目は「保管」です。この世界には、「不適正処理は保管超過から始まる」と言われる位ですから、保管状態をチェックするのがもっとも手取り早いでしょう。



BUN



LISA

「保管」の何をチェックすればいいですか？

まずは「量」でしょうか。合法的な「保管量」については、リサちゃんはわかっているかな？



BUN



LISA

処理能力の14日分ですね。これはマニフェストの返送日にちのところで勉強したわ。

よく覚えていたね。焼却炉の処理能力が、100トン/日、だったら保管していい量は100トン×14日=1400トンだったね。じゃ、収集運搬の積替保管施設での保管量は？



BUN



LISA

7日分って習った気がする。

正解、なんだけど。じゃ、なんの7日分でしょうか？



BUN



LISA

そう言われれば、そうねえ。トラック7台分とか、その会社で保有しているトラックの7日分ってことじゃないわよね。せんせ、なんの7日分なんですか？

この基準が出来たときの通知があって、その通知によれば前月の搬出実績の7日分って主旨なんだ。



BUN



LISA

んっ？よくわからない。どういうこと？

そもそも、なぜ大量保管、不適正保管状態になるかを考えてみると簡単なことだけど、搬入するけど、搬出しない、だから溜まる一方、となる訳だよ。この状態を回避するために、「前月の搬出実績の7日分」という規定を作ったことさ。

たとえば、前月にその積替保管施設から 300 トンの産業廃棄物を搬出した実績があるなら、 $300 \text{ トン} \div 30 \text{ 日} \times 7 \text{ 日分} = 70 \text{ トン}$ 、すなわち、この積替保管施設に当月保管してよい量は 70 トンとなる訳さ。

BUN



LISA

と、なると、前月の実績で翌月の許容保管量が変わっちゃうって訳よね。それって、第三者からはわかりにくいわよね。それに、前月中になにか会社の事情で、搬出できなかったってなっちゃうと、 $0 \text{ トン} \div 30 \text{ 日} \times 7 \text{ 日分} = 0 \text{ トン}$ 、すなわち、翌月に全く保管しちゃだめってことだよ。

BUN



そうだねえ。まあ、そんなこともあり、この規定が厳格に運用されているかは不明だけど、行政は大量保管の事案を見つけると、前月分の実績を報告させて、「保管基準違反（正確には処理基準違反）」として改善命令の対象にもしているよ。



LISA

もうちょっと分かり易い基準はないの？

BUN



今も基準として一つの目安だけど、それと同時にハードによって決まってくる保管量制限もあるんだ。極端な例だと1メートル四方の場所に 100 トン保管するって不可能でしょ。



LISA

比重が水と同じ1として1メートル四方に 100 トンというと、高さ 100 メートルよね。そりゃ、不可能ね。

BUN



ところが、これ程では無いにしろ、昔は「保管場所からはみ出さなければいいんだろう」ってんで、てんこ盛りに保管した事例が頻発したんだよ。当時、マスコミはこういうてんこ盛りを「産廃富士」と揶揄したね。そこで、新たな基準を作った。それが「2対1勾配規制」ってやつだね。



LISA

それってなんですか？

BUN



野積みするときは、横2に対して、高さは1までって基準。たとえば、空き地に円形、円錐の形で産業廃棄物を保管する時は、横、すなわち半径が 10 メートルだったら、高さは 5 メートルまでってことになるねえ。



LISA

はっはあ、それで「2対1勾配規制」ね。保管に関して、「量」の他に注意すること、簡単にチェックできることは、他にどんなことがありますか？

BUN



忘れていけないのが、「共通基準」だね。これは「保管」に限らず、収集運搬や中間処理、最終処分どんな時にでも「共通」する基準なんだ。飛散、流出、地下浸透、悪臭、害虫、ネズミの害を出さないことってルールだね。



LISA

それって、社会常識ですよ。

BUN

そうなんだけど、不適正処理の事案では、まさにこの「共通基準」を遵守していないときがとて多いんだ。リさちゃんは、現地確認に言ったとき、ちゃんとこの基準に適合しているかチェックできるかな？



LISA

そりゃ、できますよ。

BUN

そうかなあ。「臭いなあ。廃棄物が散らかっているなあ。」と思っても、業者さんから、「お客さん、産業廃棄物を扱っているんですから、この位の臭いはしますよ。この位は飛び散りますよ。」なんて言われると、「そんなもんかなあ」なんて思って帰ってきていたりしませんか。



LISA

ぎくっ(；^_^A、他に現地調査に関して言い足りないことありますか。

BUN

まあ、ほとんど話したけど、次回でこのメルマガも第24回、ちょうど2年の締め切りとなりますので、今日、言い足りなかったことや今までまとめは次回ってことにしましょうか。



BUN先生の今回のまとめ

- 現地確認の簡単にして最大のチェック項目は「保管状態」。
- 不適正処理は保管超過から。
- 処理施設の保管量上限は「処理能力14日分」。
- 収集運搬積替保管施設での保管量上限は「7日分」。
- 「共通基準」は、飛散、流出、地下浸透、悪臭、害虫、ネズミの害を出さないこと。

今回の
練習問題



問1、収集運搬積替保管施設での保管量上限「7日分」とは、なんの「7日分」なのでしょう？

問2、産業廃棄物を野積みするときは、保管場所からはみ出さなければよいのでしょうか？

答えは次回のメルマガで(；^_^)／

前回の問題の解答

問1、現地確認の廃棄物処理法での位置づけはどのようなものなのでしょうか？

BUN見解／法令上は「委託処理状況の確認」の一つの手法であり、現地確認をしない場合でも法律違反ではありません。現地確認に変わる手法として、通知ではインターネットでの公開情報等による確認などを例示しています。

問2、現地確認の担当者にはどんな知識が求められるのでしょうか？

BUN見解／「適正に処理されているか」をチェックできなければ意味が無いので、処理施設の構造基準、維持管理基準の遵守状況を判別できる知識が求められていると言ってもいいでしょう。